バタン石炭火力発電事業
概要と問題

FoE Japan委託研究員　波多江 秀枝
E-mail: hatae@foejapan.org

話の流れ

1. バタン石炭火力発電事業の概要
   （事業の必要性への疑問）
2. 日本の関わり
3. 主な経緯
4. 住民の反対理由
5. 人権侵害～暴力・脅迫・分断
6. 日本の官民の対応
7. 現状

1. バタン石炭火力発電事業の概要

バタン石炭火力発電所
事業概要

中ジャワ州バタン県

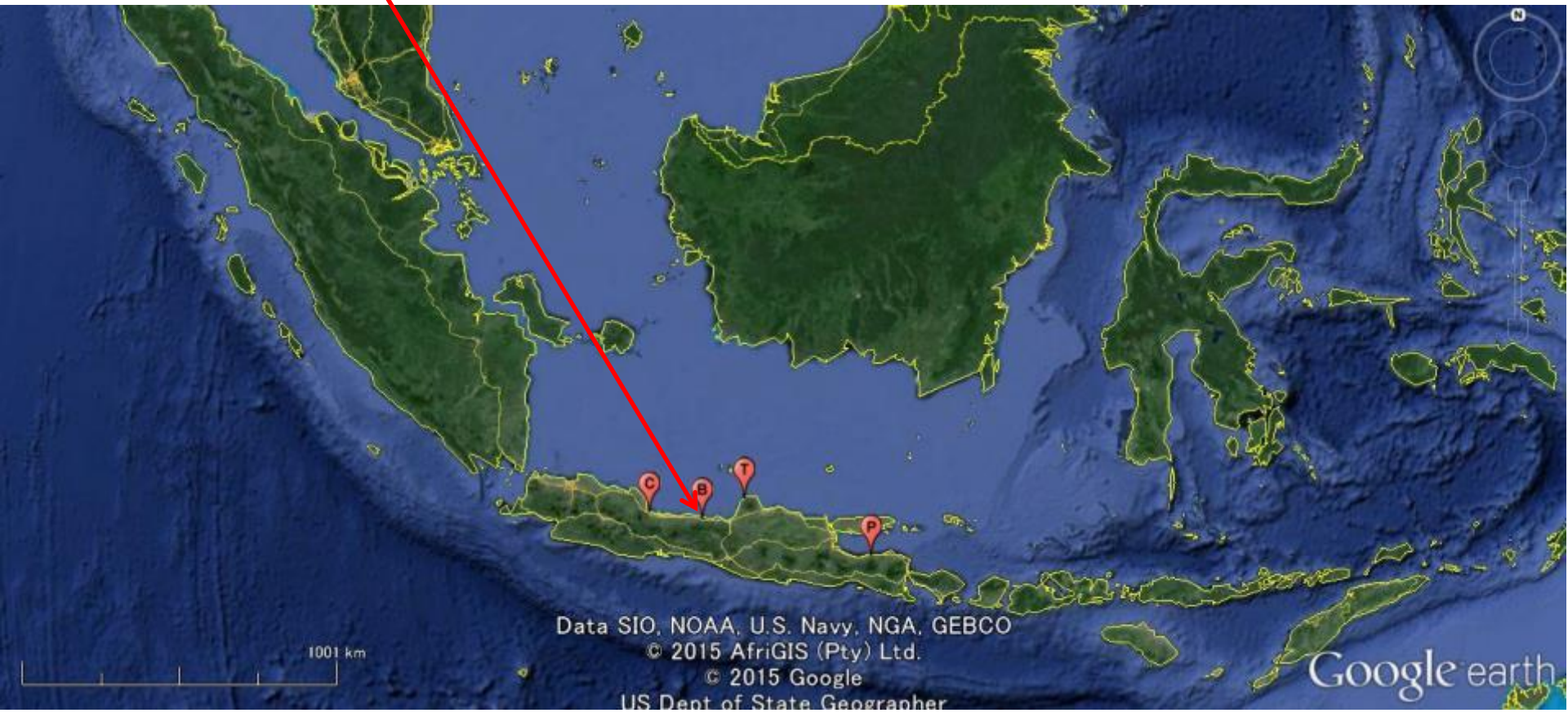

バタン石炭火力発電所
事業概要

事業サイト：　中ジャワ州バタン県

● 1号機／2号機
　発電容量：　200万 kW（100万 kW＊2）（超々臨界圧）
　総工費：　45億米ドル
　　（出資約11億米ドル、融資約34億米ドル）

　着工予定：　2012年10月　→　遅延後　2015年4月（一部土地造成）
　　2016年4月（本格着工）
　1号機運転開始予定：　2016年末頃　→遅延後　2020年6月
　2号機運転開始予定：　2017年中頃　→遅延後　2020年12月

補足：事業の必要性への疑問

インドネシア全体の電力需要予測(TWh)

過大な見積もり → 需要伸び率の予測を下方修正

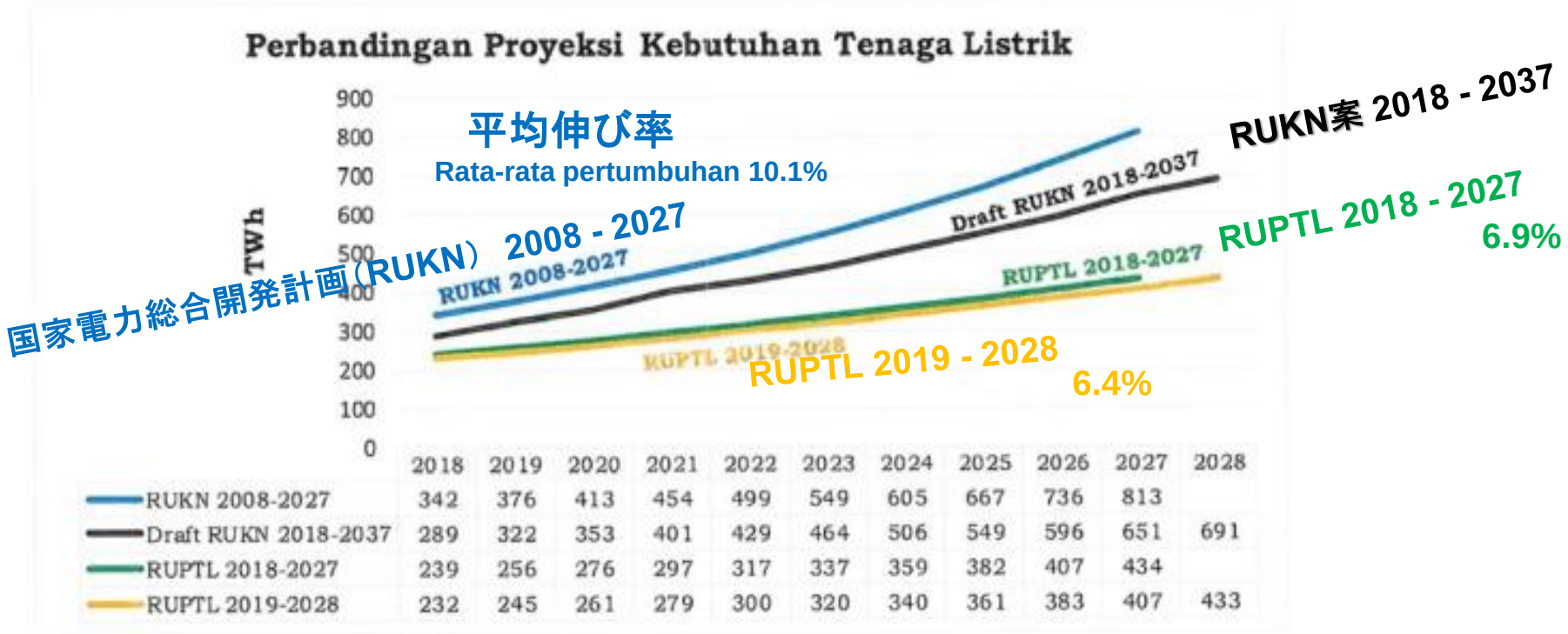

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
RUKN 2008-2027	342	376	413	454	499	549	605	667	736	813	
Draft RUKN 2018-2037	289	322	353	401	429	464	506	549	596	651	691
RUPTL 2018-2027	239	256	276	297	317	337	359	382	407	434	
RUPTL 2019-2028	232	245	261	279	300	320	340	361	383	407	433

Gambar 5.1 Perbandingan Proyeksi Penjualan Tenaga Listrik

図表5.1 売電予測の比較

出典:インドネシア電力供給事業計画(RUPTL)2019-2028(PLN)

ジャワ・バリ系統における電力供給過剰の状態

インドネシア電力供給事業計画（RUPTL）2019–2028年（PLN）によれば・・・

- **ジャワ–バリ系統の電力供給予備率 ＝ ± 30%**
- **2018年実績値 ＝ ピーク需要は27,070 MW**

設備容量は34,519 MW → 供給予備率は28%

RUPTL 2019-2028におけるジャワ-バリ系統の電力予測

年	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
純需要ピーク（MW）	28291	29852	31541	33397	35236	37086	38981	40951	43194	45661
純設備容量（MW）	35748	42126	43585	46487	49559	52910	56494	57494	58154	59154
供給予備率（%）	26.4	41.1	38.2	39.2	40.6	42.7	44.9	40.4	34.6	29.6
運転開始予定の日本支援の石火		バタン	TJB 5, 6	チレボン 2				インドラマユ		

出典：インドネシア電力供給事業計画（RUPTL）2019-2028（PLN）を基にFoE Japan作成

RUPTL 2019-2028におけるジャワ-バリ系統の電力予測

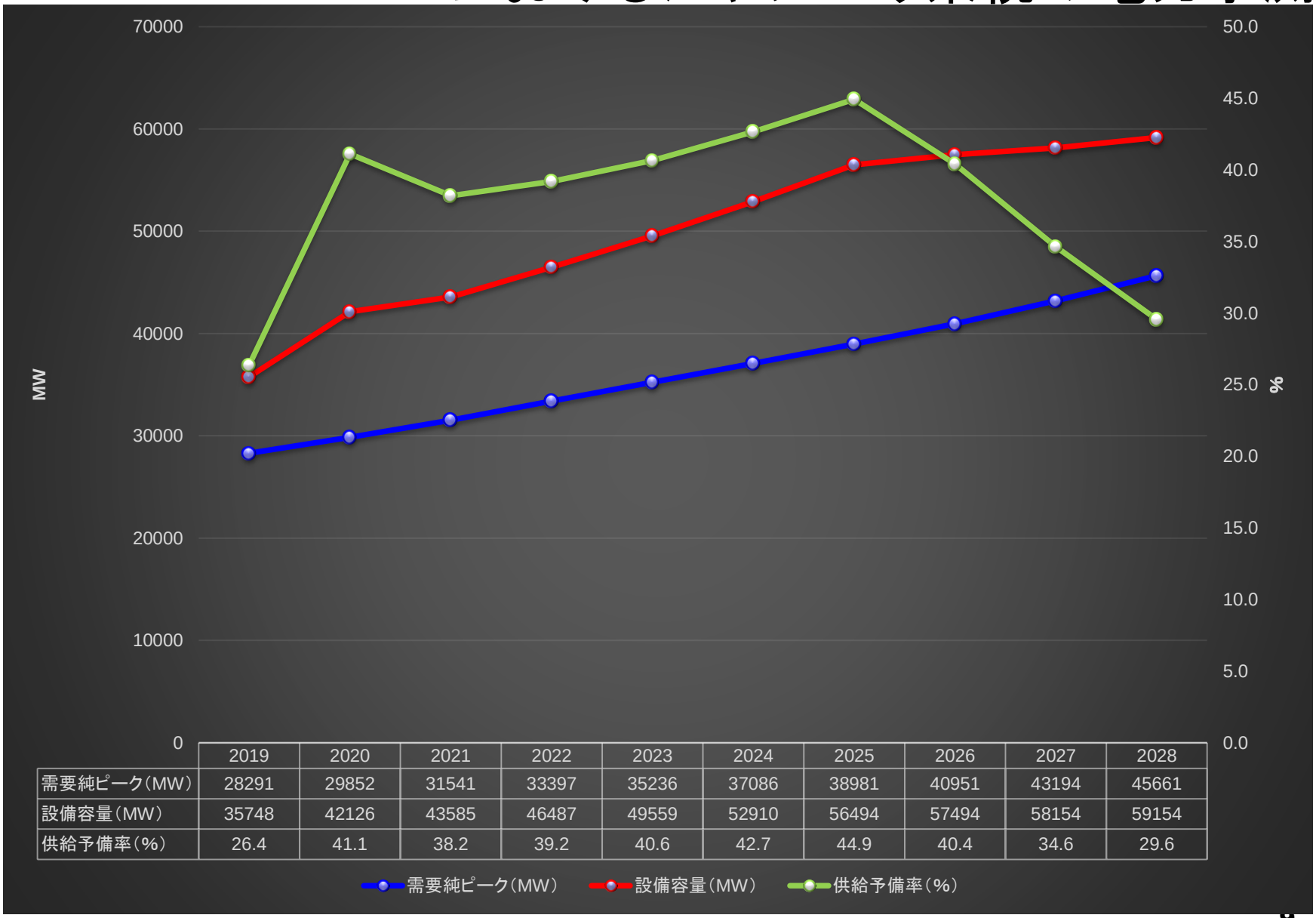

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
需要純ピーク(MW)	28291	29852	31541	33397	35236	37086	38981	40951	43194	45661
設備容量(MW)	35748	42126	43585	46487	49559	52910	56494	57494	58154	59154
供給予備率(%)	26.4	41.1	38.2	39.2	40.6	42.7	44.9	40.4	34.6	29.6

出典：インドネシア電力供給事業計画（RUPTL）2019-2028（PLN）を基にFoE Japan作成

バタン石炭火力発電所　事業概要

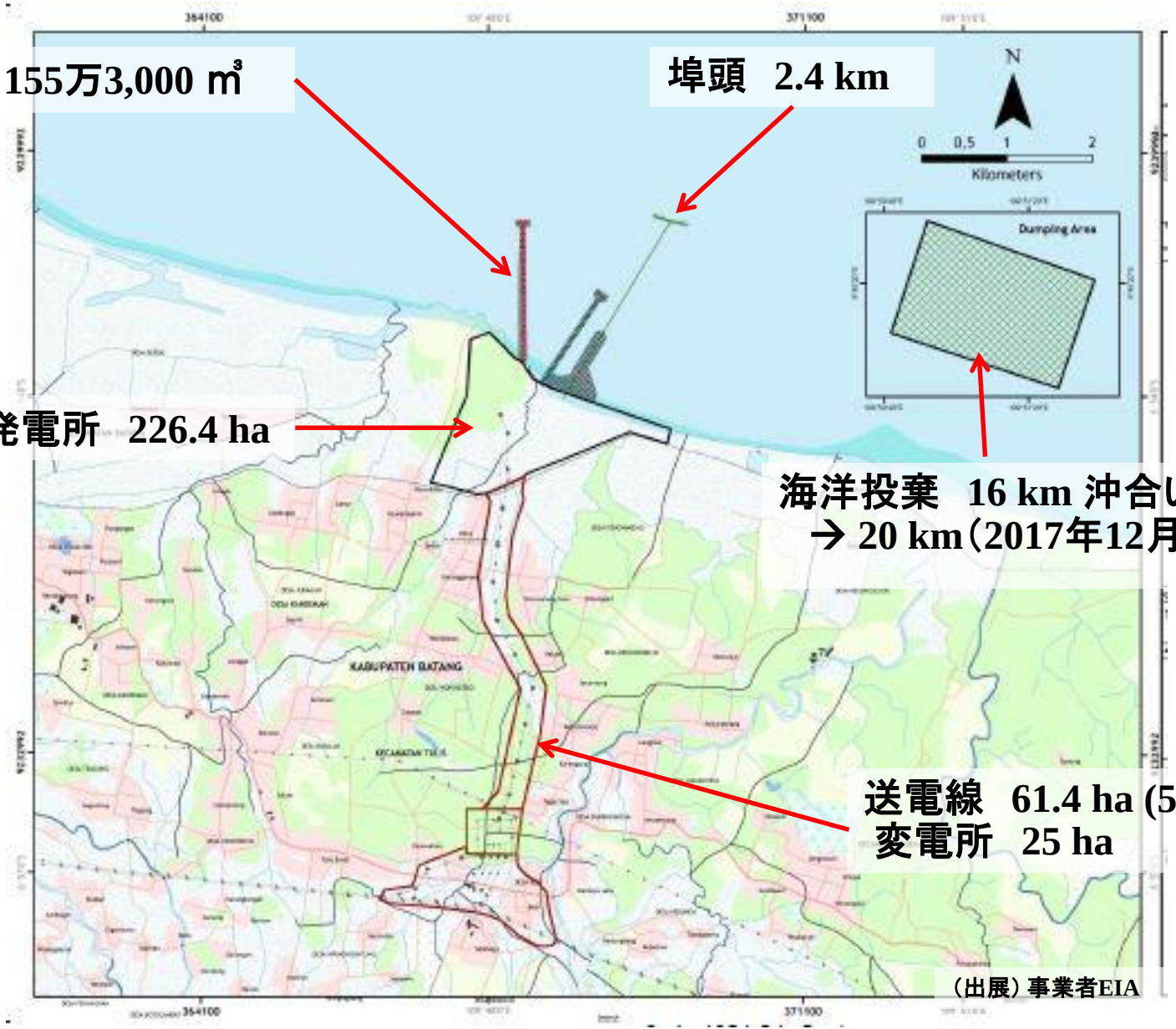

浚渫　155万3,000 ㎥

埠頭　2.4 km

石炭火力発電所　226.4 ha

海洋投棄　16 km 沖合い
→ 20 km（2017年12月改訂）

送電線　61.4 ha (5.4 km)
変電所　25 ha

（出展）事業者EIA

YANUS

２．日本の関わり

バタン石炭火力発電所
日本の関わり

●事業者、融資・保証機関　＝　官民連携で推進

EPC：住友商事、三井E&S

三井住友、三菱UFJ、みずほ、三住信託、三UFJ信託、新生、農林中金　等

３．主な経緯

2011年6月　3社グループ、IPP国際入札案件の優先交渉権獲得

2011年7月　3社グループ、BPI設立

2011年10月　BPI、長期買電契約（PPA）をPLNと締結　等

2011年～　各地権者への土地売却交渉の開始

2012年10月　着工予定の遅延

2012年11月　EIA住民協議

2013年7月　JBIC、融資検討を開始（現地実査）

2013年8月　イ政府当局、EIAを承認、環境許認可の発行

2014年6月　BPI、不可抗力宣言（PLN・建設会社に通知）

2015年4月　イ国軍・工兵隊、土地整備作業を開始

2015年6月　中ジャワ州知事、土地収用法の適用開始を承認

2015年8月　着工式（大統領も出席）　→2016年4月　本格着工

2016年6月　JBIC・民間銀行団、BPIと融資契約締結

４．住民の反対理由

バタン石炭火力発電所
地域住民の主な懸念

- 生計手段への影響
  - 農業（コメ3期作、ジャスミン）
    - コミュニティーによれば

      地権者　約700人、小作／農業労働従事者　約3,000人
    - EIAによれば（2012年政府データ）

      地権者　504人、小作等　1,176人

    ※ 代替地の提供？　補償金？　雇用（建設時10,400、操業時450名）？
  - 漁業
    - ロバン集落に小漁業従事者 約2,000人
- 健康への影響

2018/4/16 8:10
カランゲネン村
ウジュンネゴロ村
ポノワレン村
ロバン集落
1349 m
Image © 2020 Maxar Technologies
© 2020 Google
Image © 2020 TerraMetrics
Google Earth

TOLAK PLTU !
PILIH LINGKUNGAN BERS

TOLAK
PLTU

ウジュンネゴロ村
カランゲネン村
ポノワレン村
ロバン集落
1349 m
Image © 2020 Maxar Technologies
© 2020 Google
Image © 2020 TerraMetrics
Google Earth

TOLAK PLTU
PILIH

バタン石炭火力発電所
地域住民の主な懸念

- 生計手段への影響
  - 農業（コメ3期作、ジャスミン）
    - コミュニティーによれば
      地権者　約700人、小作／農業労働従事者　約3,000人
    - EIAによれば（2012年政府データ）
      地権者　504人、小作等　1,176人

    ※ 代替地の提供？　補償金？　雇用（建設時10,400、操業時450名）？

  - 漁業
    - ロバン集落に小漁業従事者 約2,000人
- 健康への影響

日本とJBIC支援の海外の石炭火力発電所との環境対策技術比較

- 個別比較　ex. インドネシア・バタン vs. 磯子

発電所名	バタン（JBIC融資中）	磯子新2号機	磯子新1号機
事業者	BPI（電源開発　出資）	電源開発	電源開発
出力（kW）	100万 X 2	60万	60万
運転開始時期	2020（予定）	2009/07	2002/04
効率（蒸気条件）	超々臨界圧	超々臨界圧	超々臨界圧
SOx対策（ppm）	105	10	20
NOx対策（ppm）	127	13	20
PM対策（mg/Nm3）	50	5	10

中ジャワ州タンジュンジャティB石炭火力発電所での経験

タンジュンジャティB石炭火力発電所1～4号機
漁獲量の減少を経験

タンジュンジャティB石炭火力発電所1～4号機
貯炭場からの粉塵飛来や煙突からのフライアッシュ飛散を経験

2014年9月
バタン建設予定地での住民抗議

2015年5月
JBIC現地訪問時、村に住民が掲げた横断幕

2015年8月
建設現場での着工式の日、漁船で現場に赴き、直訴をしようとした住民

2016年11月
埠頭建設現場での漁民抗議

2015年10月
首都ジャカルタでの住民抗議（スマラン地裁判決日）

2016年12月
在ジャカルタ日本大使館前での住民抗議

2014年9月
住民が来日して抗議

2015年7月
住民が来日して抗議

５．人権侵害～暴力・脅迫・分断

バタン石炭火力発電所
プロセスにおける問題点

- 土地買収交渉・合意手続きにおける不備
  - 2011年に開始　EIA住民協議／移転計画策定より以前
    ⇒不透明な土地の補償額
    ＝　一律の基準額が明確に提示されず
    →コミュニティー内の不信感の増幅
  - 土地売却交渉時の軍などによる合意の強要
    ※46名の地権者は最後まで土地売却 に合意せず
- 住民協議への参加の問題
  - 参加者は招待状を受け取った地域住民に限定
    →　影響住民が懸念をインプット不可
  - 自由に懸念等を発言できる状況の欠如　←　治安部隊の配備
  - ステークホルダー分析の不備
    ＝　影響を受ける可能性のある小漁業従事者に対する協議なし

2012年11月
カランゲネン村でのEIA住民協議会の様子

バタン石炭火力発電所
軍・警察・チンピラによる人権侵害

- 土地買収交渉における軍等による合意の強要
- 住民協議における治安部隊の配備
- 暴力行為
- 反対派住民リーダーらへの脅迫・嫌がらせ
  - 法的措置による嫌がらせ

    2012年　＝ 5名のリーダーの留置（5ヶ月強）

    2014年　＝ 2名のリーダーの留置（7ヶ月）
  - 匿名レターによる脅迫　等
- 国軍工兵隊による土地整備作業
  - 2015年4月～（主に盛土）
    - 2015年9月～

Cf. 地域社会の分裂

2013年　ボーリング作業に抗議する農家
2013年　警察・軍が催涙弾を使用（現地報道より）

バタン石炭火力発電所
軍・警察・チンピラによる人権侵害

- 土地買収交渉における軍等による合意の強要
- 住民協議における治安部隊の配備
- 暴力行為
- 反対派住民リーダーらへの脅迫・嫌がらせ
  - 法的措置（冤罪）による嫌がらせ

    2012年　＝ 5名のリーダーの勾留（5ヶ月強）

    2014年　＝ 2名のリーダーの勾留（7ヶ月）
  - 匿名レターによる脅迫、嫌がらせ　等
- 国軍工兵隊による土地整備作業
  - 2015年4月～（主に盛土）
    - 2015年9月～

Cf. 地域社会の分裂

2012～13年　5名のリーダーが冤罪に問われ、勾留／裁判

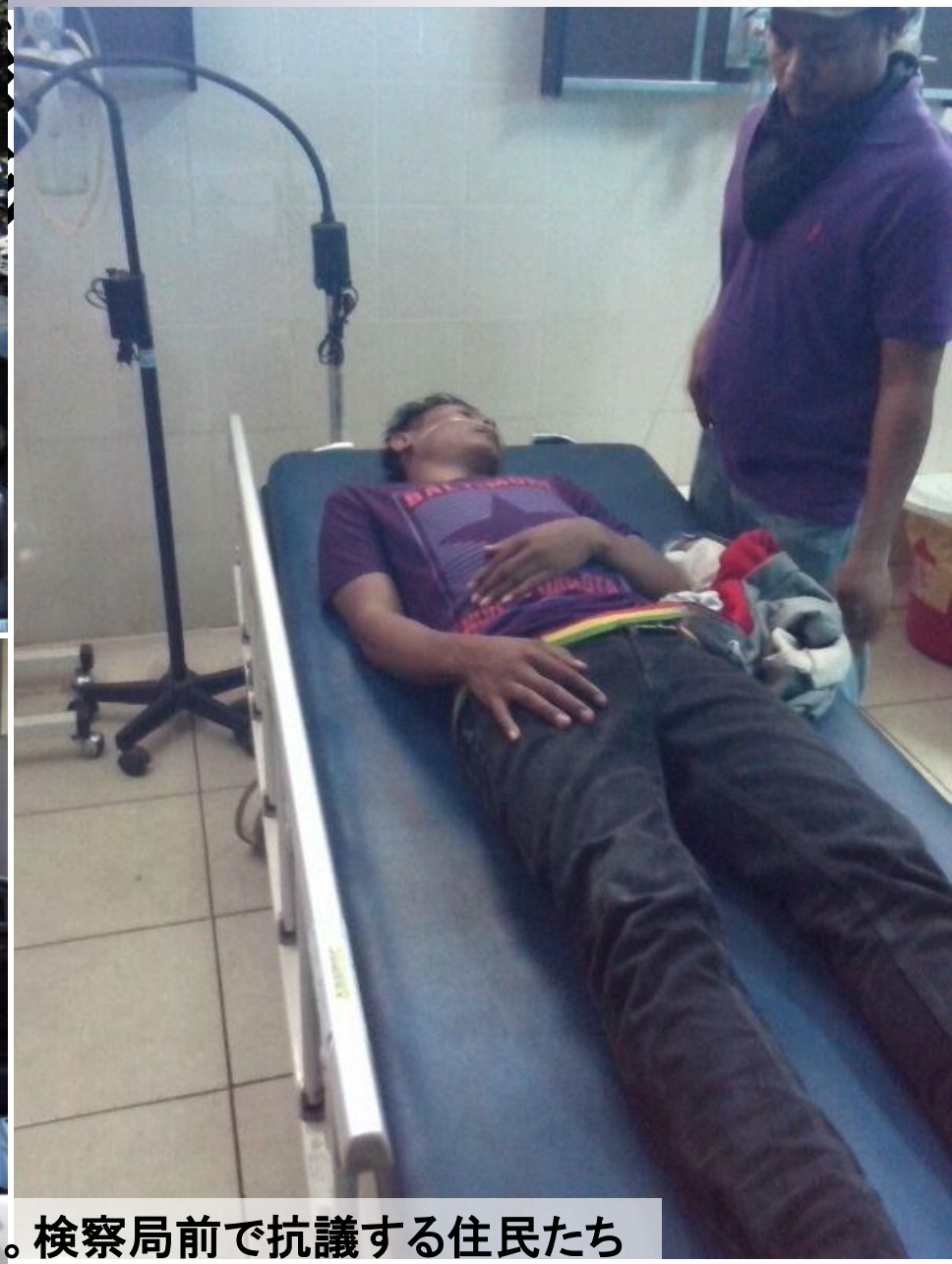

2014年　2名のリーダーが冤罪に問われ、勾留。検察局前で抗議する住民たち
治安部隊との衝突で、少なくとも3名の住民が負傷

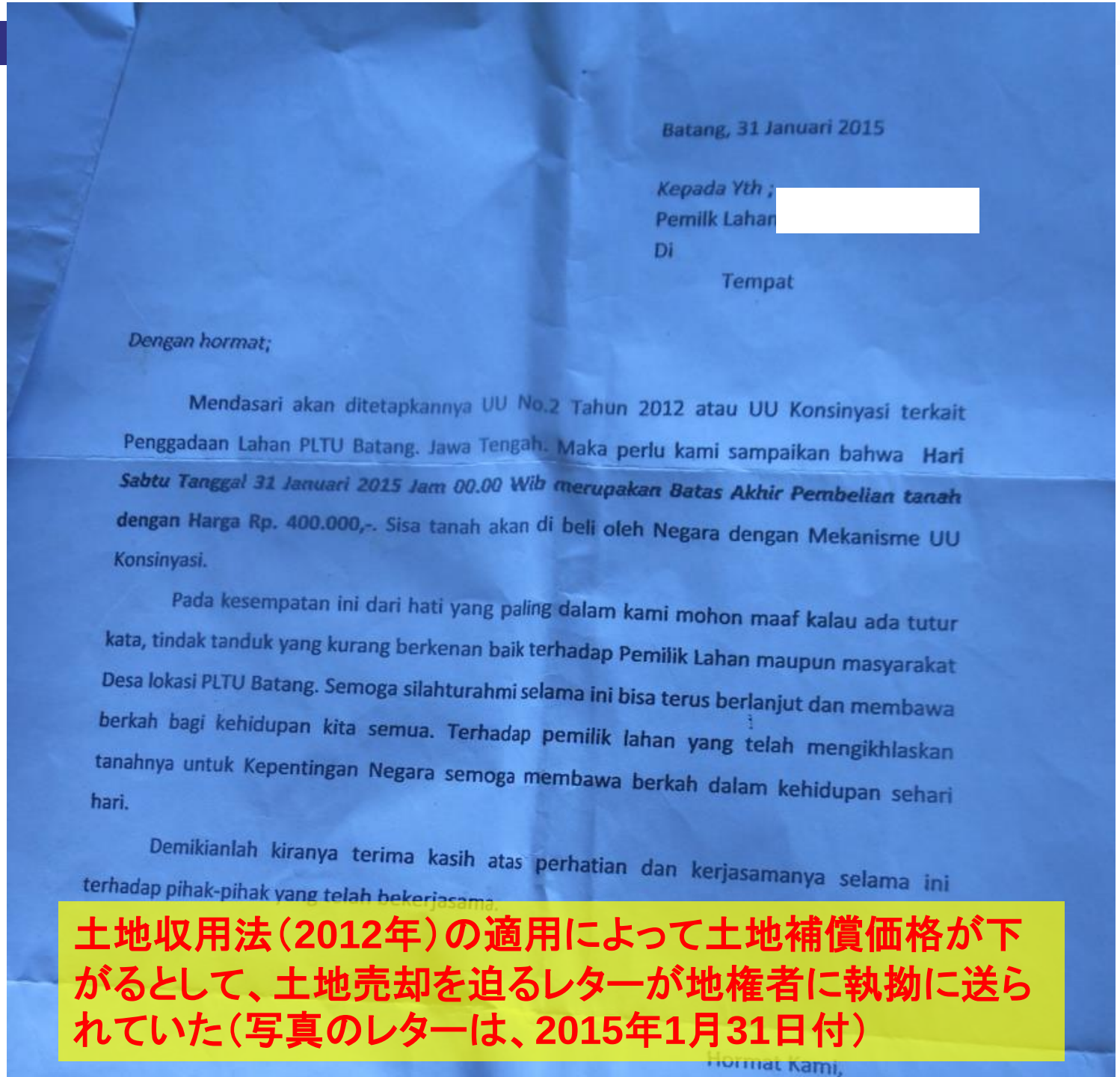

Batang, 31 Januari 2015

Kepada Yth ;
Pemilk Lahan
Di
Tempat

Dengan hormat;

Mendasari akan ditetapkannya UU No.2 Tahun 2012 atau UU Konsinyasi terkait Penggadaan Lahan PLTU Batang. Jawa Tengah. Maka perlu kami sampaikan bahwa **Hari *Sabtu Tanggal 31 Januari 2015 Jam 00.00 Wib merupakan Batas Akhir Pembelian tanah* dengan Harga Rp. 400.000,-**. Sisa tanah akan di beli oleh Negara dengan Mekanisme UU Konsinyasi.

Pada kesempatan ini dari hati yang paling dalam kami mohon maaf kalau ada tutur kata, tindak tanduk yang kurang berkenan baik terhadap Pemilik Lahan maupun masyarakat Desa lokasi PLTU Batang. Semoga silahturahmi selama ini bisa terus berlanjut dan membawa berkah bagi kehidupan kita semua. Terhadap pemilik lahan yang telah mengikhlaskan tanahnya untuk Kepentingan Negara semoga membawa berkah dalam kehidupan sehari hari.

Demikianlah kiranya terima kasih atas perhatian dan kerjasamanya selama ini terhadap pihak-pihak yang telah bekerjasama.

Hormat Kami,

土地収用法（2012年）の適用によって土地補償価格が下がるとして、土地売却を迫るレターが地権者に執拗に送られていた（写真のレターは、2015年1月31日付）

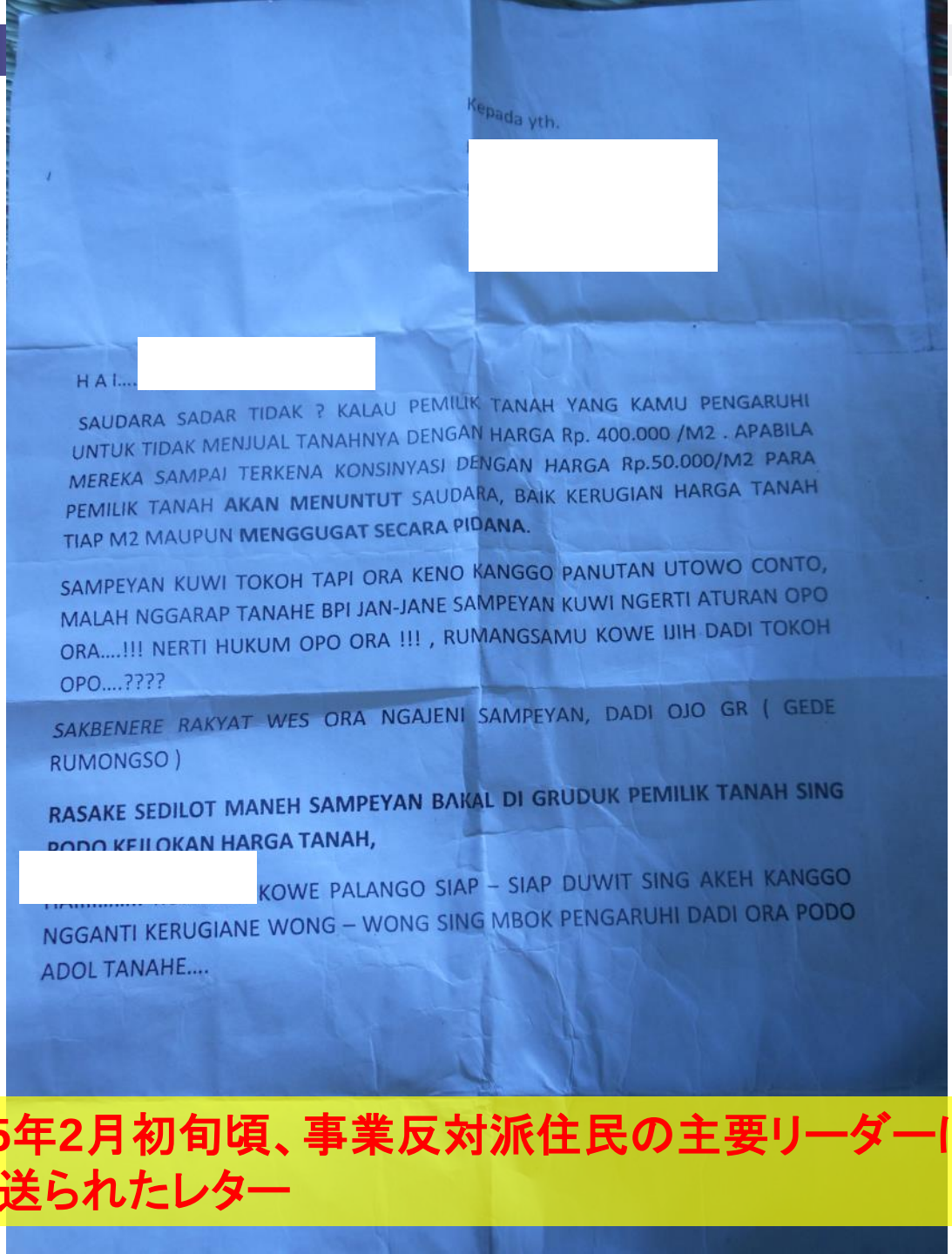

Kepada yth.

[redacted]

H A I....[redacted]

SAUDARA SADAR TIDAK ? KALAU PEMILIK TANAH YANG KAMU PENGARUHI UNTUK TIDAK MENJUAL TANAHNYA DENGAN HARGA Rp. 400.000 /M2 . APABILA MEREKA SAMPAI TERKENA KONSINYASI DENGAN HARGA Rp.50.000/M2 PARA PEMILIK TANAH **AKAN MENUNTUT** SAUDARA, BAIK KERUGIAN HARGA TANAH TIAP M2 MAUPUN **MENGGUGAT SECARA PIDANA.**

SAMPEYAN KUWI TOKOH TAPI ORA KENO KANGGO PANUTAN UTOWO CONTO, MALAH NGGARAP TANAHE BPI JAN-JANE SAMPEYAN KUWI NGERTI ATURAN OPO ORA....!!! NERTI HUKUM OPO ORA !!! , RUMANGSAMU KOWE IJIH DADI TOKOH OPO....????

SAKBENERE RAKYAT WES ORA NGAJENI SAMPEYAN, DADI OJO GR (GEDE RUMONGSO)

RASAKE SEDILOT MANEH SAMPEYAN BAKAL DI GRUDUK PEMILIK TANAH SING PODO KEILOKAN HARGA TANAH,

[redacted] KOWE PALANGO SIAP – SIAP DUWIT SING AKEH KANGGO NGGANTI KERUGIANE WONG – WONG SING MBOK PENGARUHI DADI ORA PODO ADOL TANAHE....

2015年2月初旬頃、事業反対派住民の主要リーダーに匿名で送られたレター

Ex. 匿名レターによる地権者リーダーへの脅迫レターの内容（2015年2月）

お前は気づいているのか。お前が、1平米40万ルピアで土地を売らないよう、土地所有者に影響を与え、（訳者補足：土地調達に関する2012年法律第2号が適用され）供託によって1平米5万ルピアになれば、土地所有者たちはお前を土地価格の損害で訴え、また刑事告発するだろう。

お前は指導者なのに手本にならないで、BPI社の土地を好き勝手に耕作している。お前は規則を理解しているのか。お前は法律を理解しているのか。えらそうに指導者だというのか。

民衆はお前を認めていないのに、お前はえらそうにしている。

お前は土地価格低下で土地所有者に攻撃されることになるだろう。

やあXXX。お前が影響を与える人びとの損害を賠償するために、たくさんカネを準備したほうがいいぞ。

（ジャワ語からの翻訳：インドネシア民主化支援ネットワーク（NINDJA））

バタン石炭火力発電所
軍・警察・チンピラによる人権侵害

- 土地買収交渉における軍等による合意の強要
- 住民協議における治安部隊の配備
- 暴力行為
- 反対派住民リーダーらへの脅迫・嫌がらせ
  - 法的措置（冤罪）による嫌がらせ

    2012年　＝ 5名のリーダーの勾留（5ヶ月強）

    2014年　＝ 2名のリーダーの勾留（7ヶ月）
  - 匿名レターによる脅迫　等
- 国軍工兵隊による土地整備作業
  - 2015年4月～ （主に盛土）

Cf. 地域社会の分裂

LAMPIRAN II
KEPUTUSAN GUBERNUR JAWA TENGAH
NOMOR 590 / 35 TAHUN 2015
TENTANG
PERSETUJUAN PENETAPAN LOKASI PENGADAAN TANAH SISA LAHAN SELUAS 125.146 m2
PEMBANGUNAN PEMBANGKIT LISTRIK TENAGA UAP JAWA TENGAH 2 X 1.000 MW
DI KABUPATEN BATANG PROVINSI JAWA TENGAH

PETA PERSETUJUAN PENETAPAN LOKASI PENGADAAN TANAH SISA LAHAN SELUAS 125.146 m2 PEMBANGUNAN PEMBANGKIT LISTRIK TENAGA UAP JAWA TENGAH 2 X 1.000 MW DI KABUPATEN BATANG PROVINSI JAWA TENGAH

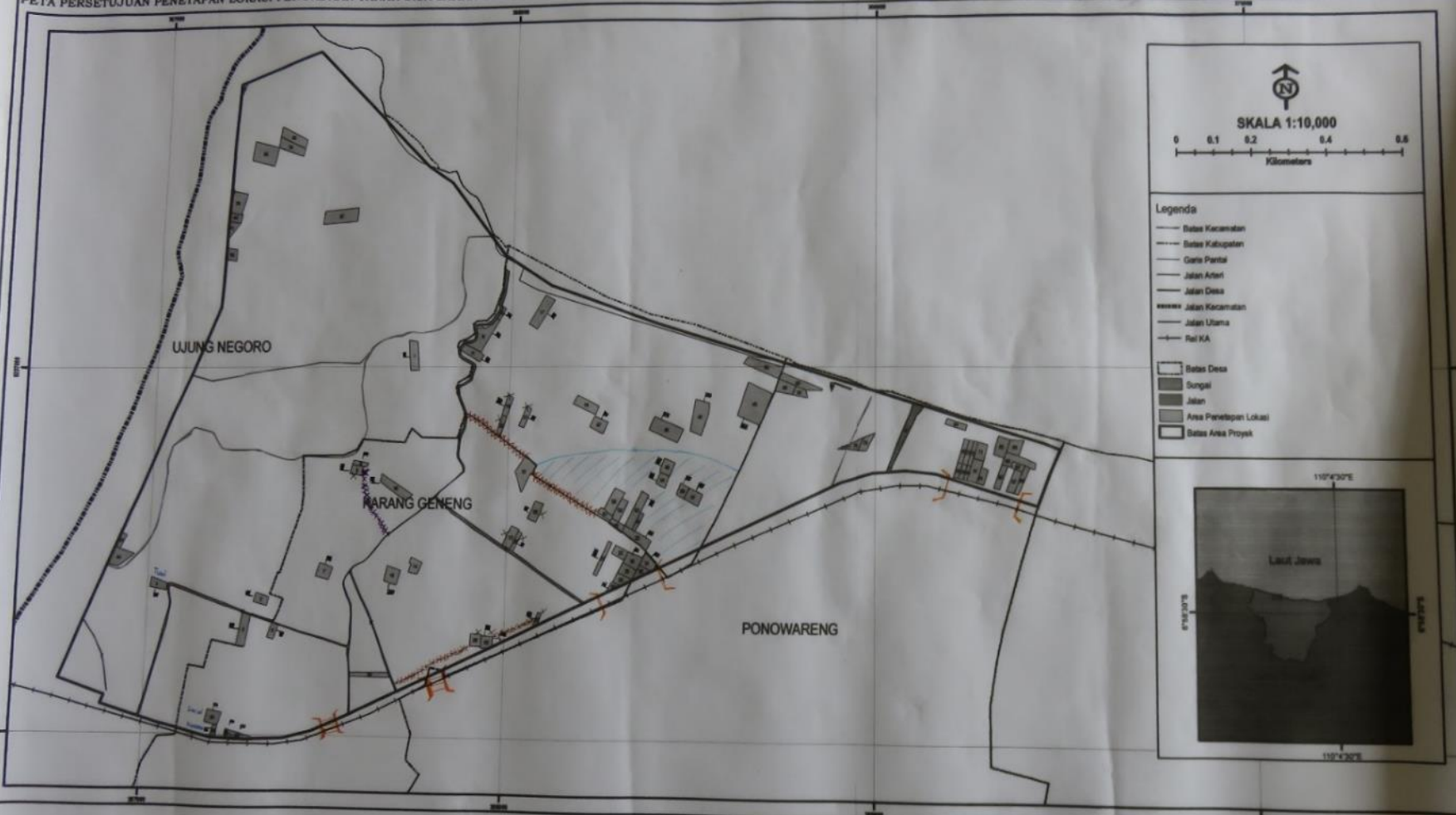

GUBERNUR JAWA TENGAH,

GANJAR PRANOWO

= Land with Signboard notice

] [= No Fence

]E[= No Fence but with wire, still difficult to access

XXXXX = Original water way got lower, cannot draw the water.
XXXXX = Original Irrigation/small water way was covered by soil.

----- = Some examples of original water way

X = Some examples of rice fields where the farmers used to plant/harvest 3 times per year, but now can plant/harvest only in 1 time (rainy season = ex. January-April)

= Drainage problem happening (water cannot go out when it has rained hard due to the covered irrigation)

NEATO
GREENPEACE

写真：グリーンピース・インドネシア

写真：グリーンピース・インドネシア

写真：グリーンピース・インドネシア

バタン石炭火力発電所
土地収用関連の主な動き

2011年～　各地権者への土地売却交渉の開始

＝事業者の責任で土地売買交渉

土地収用の不調

2014年6月　事業者による「不可抗力宣言」

2015年6月　インドネシア土地収用法（2012年）を適用し、

PLNが主体となって土地収用が進められていく方針を確認

2015年8月　土地収用法の適用の違法性に関する行政裁判（地裁）

2015年10月　同行政裁判　敗訴（地裁）

2015年10月　上告

2016年2 月　最高裁　敗訴

2016年3月　農地へのアクセス完全封鎖

2016年3月24日　農地アクセスの完全封鎖

写真：グリーンピース・インドネシア

P LTU MERAMPAS TANAH
FREE

６．日本の官民の対応

2013年7月　JBIC、融資検討を開始（実査）

2014年9月　反対派の住民来日（日本の官民、当初面談拒否）

→ 財務省、JBIC面談

2015年5月　JBIC実査　（反対派住民に会わず）

2015年7月　反対派の住民来日　JBICに異議申立書提出（却下）

＋ OECD多国籍企業行動指針に係る問題提起

2015年9月　JBIC実査（反対派住民とも面談）

2015年12月　JBIC実査（国家人権委員会のみ）

2016年3月　JBIC実査（反対派住民とも面談）

2016年6月　JBIC・民間銀行団、BPIと融資契約締結

※ 以降、JBICは年1回実査

2016年12月　反対派の住民来日　JBICに異議申立書提出

2017年5月　JBIC GL担当審査役の実査　→　6月　報告書

2014年9月
住民が来日して抗議
なんとか財務省、JBICと面談

2015年7月
住民が来日して異議申立て、問題提起

2013年7月　JBIC、融資検討を開始（実査）

2014年9月　反対派の住民来日（日本の官民、当初面談拒否）

→ 財務省、JBIC面談

2015年5月　JBIC実査　（反対派住民に会わず）

2015年7月　反対派の住民来日　JBICに異議申立書提出（却下）

＋ OECD多国籍企業行動指針に係る問題提起

2015年9月　JBIC実査（反対派住民とも面談）

2015年12月　JBIC実査（国家人権委員会のみ）

2016年3月　JBIC実査（反対派住民とも面談）

2016年6月　JBIC・民間銀行団、BPIと融資契約締結

※ 以降、JBICは年1回実査

2016年12月　反対派の住民、JBICに異議申立書提出

2017年5月　JBIC GL担当審査役の実査　→　6月　報告書

27 11 2015

27 11 2015

ANCAMAN PIDANA
19 01 2016

LAMPIRAN II
KEPUTUSAN GUBERNUR JAWA TENGAH
NOMOR 590 / 35 TAHUN 2015
TENTANG
PERSETUJUAN PENETAPAN LOKASI PENGADAAN TANAH SISA LAHAN SELUAS 125.146 m2
PEMBANGUNAN PEMBANGKIT LISTRIK TENAGA UAP JAWA TENGAH 2 X 1.000 MW
DI KABUPATEN BATANG PROVINSI JAWA TENGAH

PETA PERSETUJUAN PENETAPAN LOKASI PENGADAAN TANAH SISA LAHAN SELUAS 125.146 m2 PEMBANGUNAN PEMBANGKIT LISTRIK TENAGA UAP JAWA TENGAH 2 X 1.000 MW DI KABUPATEN BATANG PROVINSI JAWA TENGAH

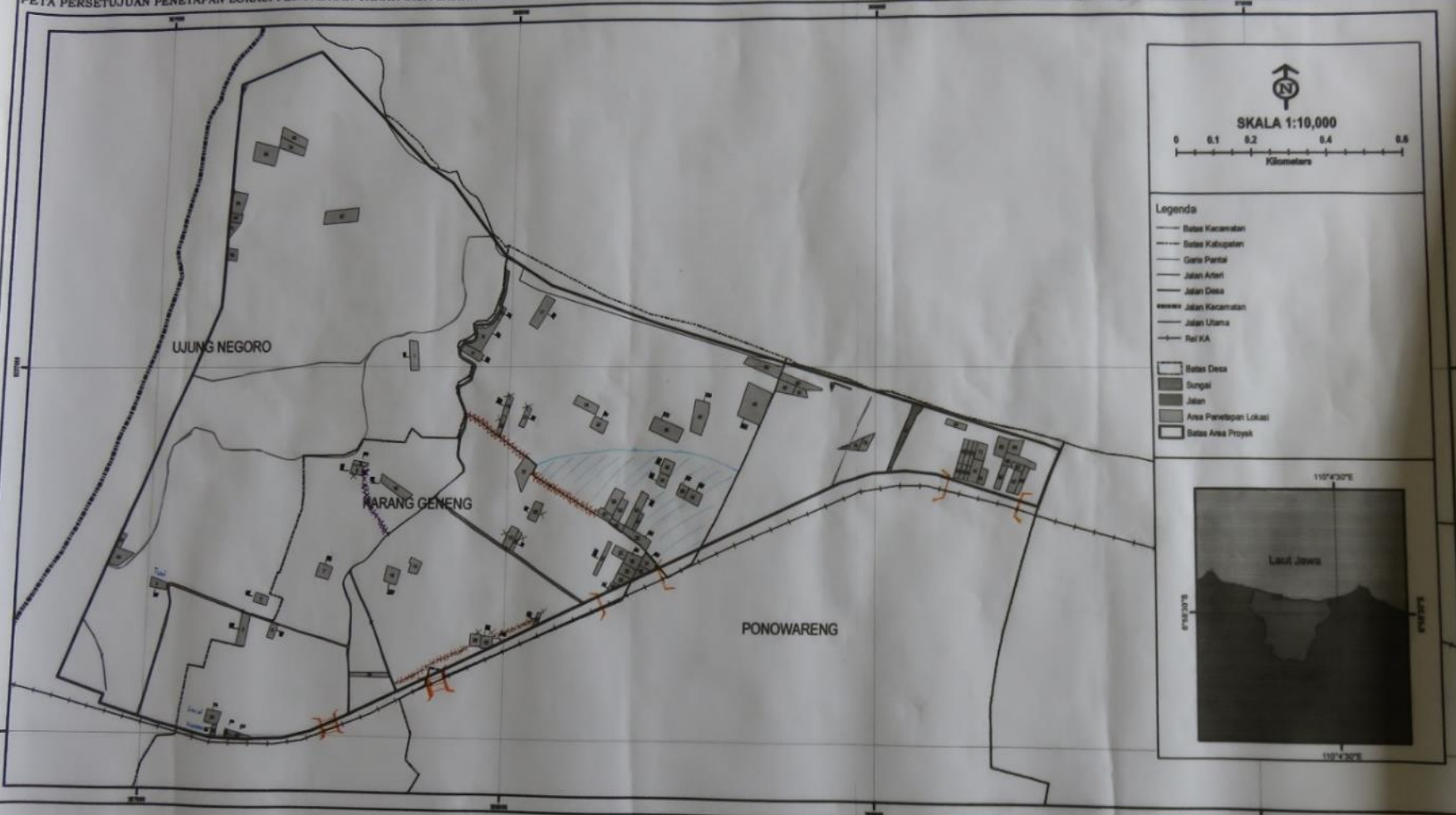

GUBERNUR JAWA TENGAH,

GANJAR PRANOWO

= Land with Signboard notice

] [= No Fence

]E[= No Fence but with wire, still difficult to access

XXXXX = Original water way got lower, cannot draw the water.
XXXXX = Original Irrigation/small water way was covered by soil.

----- = Some examples of original water way

X = Some examples of rice fields where the farmers used to plant/harvest 3 times per year, but now can plant/harvest only in 1 time (rainy season = ex. January-April)

= Drainage problem happening (water cannot go out when it has rained hard due to the covered irrigation)

2013年7月　JBIC、融資検討を開始（実査）

2014年9月　反対派の住民来日（日本の官民、当初面談拒否）

→ 財務省、JBIC面談

2015年5月　JBIC実査　（反対派住民に会わず）

2015年7月　反対派の住民来日　JBICに異議申立書提出（却下）

＋ OECD多国籍企業行動指針に係る問題提起

2015年9月　JBIC実査（反対派住民とも面談）

2015年12月　JBIC実査（国家人権委員会のみ）

2016年3月　JBIC実査（反対派住民とも面談）

2016年6月　JBIC・民間銀行団、BPIと融資契約締結

※ 以降、JBICは年1回モニタリング実査

2016年12月　反対派の住民、JBICに異議申立書提出

2017年5月　JBIC GL担当審査役の実査　→　6月　報告書

●国家人権委員会（人権委）の日本政府への書簡

2015年12月21日　首相、衆議院議長に書簡送付

以下のように人権侵害を明確に指摘し、JBIC融資について慎重なレビューを要請

- 関連機関・事業者は、住民の権利を保護・実現するため十分な措置をとらず。
- **2013年以降、地権者、小作、農業労働従事者、漁民等に対する脅迫や身体的・精神的脅威など、土地買収手続に関するさまざまな人権侵害**がみられる。
- 人権委は当初から関連機関・事業者に対し、同事業を継続する場合には、以下を確実に行なうよう要求
  - 住民のあらゆる権利の保障・保護
  - 将来にわたるより良い生活の保障
  - 経済・社会・文化・環境影響の低減
- 人権委が当初から勧告してきた一つの選択肢は、より人口が少数、かつ、より紛争の可能性の少ない地域への事業地移転。現事業地は、社会・環境の視点から同事業に適した場所ではない。

2013年7月　JBIC、融資検討を開始（実査）

2014年9月　反対派の住民来日（日本の官民、当初面談拒否）

→ 財務省、JBIC面談

2015年5月　JBIC実査　（反対派住民に会わず）

2015年7月　反対派の住民来日　JBICに異議申立書提出（却下）

＋ OECD多国籍企業行動指針に係る問題提起

2015年9月　JBIC実査（反対派住民とも面談）

2015年12月　JBIC実査（国家人権委員会のみ）

2016年3月　JBIC実査（反対派住民とも面談）

2016年6月　JBIC・民間銀行団、BPIと融資契約締結

※ 以降、JBICは年1回モニタリング実査

2016年12月　反対派の住民、JBICに異議申立書提出

2017年5月　JBIC GL担当審査役の実査　→　6月　報告書

2016年12月5日
ジャカルタでJBICに異議申立書を提出

2013年7月　JBIC、融資検討を開始（実査）

2014年9月　反対派の住民来日（日本の官民、当初面談拒否）

→ 財務省、JBIC面談

2015年5月　JBIC実査　（反対派住民に会わず）

2015年7月　反対派の住民来日　JBICに異議申立書提出（却下）

＋ OECD多国籍企業行動指針に係る問題提起

2015年9月　JBIC実査（反対派住民とも面談）

2015年12月　JBIC実査（国家人権委員会のみ）

2016年3月　JBIC実査（反対派住民とも面談）

2016年6月　JBIC・民間銀行団、BPIと融資契約締結

※ 以降、JBICは年1回モニタリング実査

2016年12月　反対派の住民、JBICに異議申立書提出

2017年5月　JBIC GL担当審査役の実査（2日間）→　6月　報告書

JBIC環境社会配慮方針の違反指摘

●環境社会配慮確認のための国際協力銀行（JBIC）ガイドライン

- 環境アセスメント（代替案の検討、住民協議など）
- 社会的合意
- 国内法の遵守、国際基準への適合
- 社会的弱者への配慮
- コミュニティーの安全
- 生計手段の喪失に係る対象者の合意
- 生計手段の喪失・収入機会の減少に対する適切な補償・代替措置（以前の水準より改善、または少なくとも回復）
- 住民移転・生活回復計画の立案・実施・モニタリング（コミュニティーの適切な参加）
- 住民移転・生活回復計画に係る事前の情報公開、住民協議等

●インドネシア共和国中部ジャワ州セントラルジャワ石炭火力発電所プロジェクトに関する異議申立に係る調査結果等報告書（2017年6月19日）（1）

https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2017/06/57360/20170619ExaminationReport_ja.pdf

結論： JBICガイドライン違反はなかった

（以下、人権関連部分を一部抜粋）

- 住民説明会及び用地取得交渉時における**軍・警察の帯同**は、2013年1月の経済調整大臣令にて、本プロジェクトの用地取得手続における**セキュリティ確保のため**に**司法庁・国家警察・州警察・州軍の関与が取り決め**られたことによるものである、との説明が同州知事により国家人権委員会に対して行われたことを、**JBICは事業実施主体より確認**
- 警察は、司法当局の判断に基づく活動を行っており、**住民に対して不当逮捕を行ったことはなく**、事業に対して適切に関与してきたとの見解を、**JBICは同県検察局より確認**

●インドネシア共和国中部ジャワ州セントラルジャワ石炭火力発電所プロジェクトに関する異議申立に係る調査結果等報告書（2017年6月19日）（2）

結論： JBICガイドライン違反はなかった

（以下、人権関連部分を一部抜粋）

- 軍による発電所建屋建設予定地の整地作業への関与については、事業実施主体は、2015年2月の同州政府及び同県政府との協議の結果、国軍法における「非軍事役務での地方政府支援」として、軍傘下の土木作業協同組合に整地作業を依頼しており、当該協同組合の整地作業従事は適法との見解を、JBICは現地法律事務所より得ている

●インドネシア共和国中部ジャワ州セントラルジャワ石炭火力発電所プロジェクトに関する異議申立に係る調査結果等報告書（2017年6月19日）（3）

結論：　JBICガイドライン違反はなかった

（以下、人権関連部分を一部抜粋）

- 国家人権委員会も、同国政府との協議において、被影響住民にかかる国家人権委員会の懸念に対応する措置が今後順次進められていくことを以て、本プロジェクトの実施を支持するとの結論（2016年3月）に至っていることをJBICは確認している
- 申立人が提出した証拠資料中の写真や報道機関のニュース映像によると、デモ活動における衝突の際に複数名が負傷したとされている。もしこのようなことが発生したとすればそれは社会的にみて望ましい事象であるとは言えないため、事業実施主体が今後本プロジェクトを遂行していく際には、関連政府機関との連携を図りながら、社会的な合意が得られるよう引き続き十分な調整が図られることを当審査役は期待する。

●国家人権委員会の勧告（1）

2012年～2016年まで5回

日付	勧告相手	勧告の主な内容
2012年 12月11日	バタン県知事 PLN社長 中ジャワ州警察 BPI社長	・市民的、政治的権利の侵害に対する国の効果的な救済措置（ex.透明性の高い、民主的な、いかなる脅迫もない環境アセス住民協議。環境アセス住民協議からの治安部隊の撤退。環境アセスに関する意見表明の等しい機会提供 等） ・経済的、社会的、文化的権利を達成する義務（ex.事業により住民の生活の質が低下しないよう保障。最高水準の健康の権利の保障 等）
2013年 8月1日	経済調整担当相 バタン県知事 BPI社長	・計画の公式承認まで土地買収交渉中止 ・建設で農地や漁場を失う失業者向けの雇用・福祉対策の明確化 ・人権侵害の監視強化 ・土地売却強要につながる警官、国軍兵士の交渉からの撤退

●国家人権委員会の勧告（2）

日付	勧告相手	勧告の主な内容
2015年 4月23日	中ジャワ州知事 第IV/軍管区司令官 中ジャワ州警察長 バタン県知事 PLN社長 BPI社長	・土地売却の強制から、地権者の土地権保護 ・脅迫、強制、暴力からの住民の解放 ・灌漑用水と農地へのアクセス確保 ・土地収用での地権者の選択・尊厳の尊重 ・発電所建設の全活動等から全陸軍兵士の撤退
	第IV/軍管区司令官	・更地、盛土作業に陸軍兵士の関与する法的根拠と権限の説明 ・いかなる活動からも全陸軍兵士を撤退 ・国軍の基本的任務は国家の安全と主権を確立するもの。バタン事業は民間事業であり、国軍が関与するのはまったく不適切。
	バタン県知事	略
	BPI社長	・異なる土地を設定したことで生じた住民の不安を解消するための政策と措置 ・陸軍に建設作業と警備を要請した理由の説明 ・2011年の国連・ビジネスと人権に関する指導原則に基づく人権配慮・保護

●国家人権委員会の勧告（3）

日付	勧告相手	勧告の主な内容
2015年 9月3日	インドネシア 大統領	・情報、参加、安全、職業、土地所有等の権利保障 ・2013年以降、土地収用での地権者・住民に対する脅迫行為の多数発生の疑い ・盛土作業への陸軍派遣は国軍法に違反
2015年 9月16日	経済担当調整相 中ジャワ州知事 PLN社長／BPI社長	・整地作業における灌漑施設破損、地権者の未売却地アクセス不可の状況は、2015年農業土地計画相規則第5号第12条第2、第3項に違反 ・未収用地12.5 haへの土地収用法適用の違法性は係争中
2016年 5月11日	PLN社長 BPI社長	・計画を拒否している46名の農地アクセス封鎖。農民との合意形成まで、農地のアクセス提供を ・上記フォローアップがなされない場合、人権に関する1999年法律第39号第36条第1項「何人も、自身の資産に対する権利、つまり、法に沿った手続きにより、自身、家族、国、コミュニティーの発展のための権利を有す」および第2項「何人も、乱暴な方法や規定違反の下、資産を奪われない」で規定される人権を侵害しうる ・同事業は計画段階から今日まで、コミュニティーに対する多くの人権侵害が起きてきたことを再度喚起

●インドネシア共和国中部ジャワ州セントラルジャワ石炭火力発電所プロジェクトに関する異議申立に係る調査結果等報告書（2017年6月19日）（4）

（以下、人権関連部分を一部抜粋）

- **国家人権委員会**も、同国政府との協議において、被影響住民にかかる国家人権委員会の懸念に対応する措置が今後順次進められていくことを以て、**本プロジェクトの実施を支持するとの結論（2016年3月）**に至っていることを**JBICは確認**している。

別表　調査結果（JBICによる確認内容等）より一部抜粋

- **国家人権委員会の一部の委員**は、NGO及び現地反対派住民からの苦情をもとに、PLN及び事業実施主体宛に**2016年5月11日付**で書簡を発出した。当該書簡記載内容に関し、2016年2月の最高裁による最終判決が発出済みである**訴訟が係属中**とする趣旨の記載を始め、**正確性・適切性に疑問がある内容**であることを**インドネシア共和国政府、関係機関、PLN及び事業実施主体との協議によりインドネシア共和国側関係者間で確認済み**である。

問題提起への日本NCPの対応

2015年7月29日　住民、NCPに問題提起書を提出

2015年8月14日　NCPから住民に確認レター

①企業による「行動指針」の遵守は任意

②NCPの役割は、提起された問題が更なる検討に値すると初期評価で判断された場合、当事者による問題解決を支援するためのあっせんを提供すること

2015年8月31日　住民からNCPに回答

第三者立会いの企業との会合、NGO/専門家からの助言

地元住民への直接の聞取りを含む、事実関係現地調査

2015年9月10日　受理通知

16年3月
農地アクセス完全封鎖

2016年6月28日　初期評価結果

要望事項はNCPの役割を越えたもの。問題提起事項を対象に両当事者の対話のあっせんを行う　　現在まで進展なし

7. 現状

2016年12月13日
バタンでJBICモニタリング実査チームに抗議の意思を再主張

2018年12月20日
バタンでJBICモニタリング実査チームに対し、漁網被害などを訴え、抗議の意思を再主張する小漁業従事者

現地の漁民グループが被害状況を一部調べたところ、浚渫土の投棄が始まった2016年12月以降、2019年1月までに少なくとも444の漁網が土に絡まるなどして破損、もしくは、収集不能に。漁網の修理費用や新たな漁網の購入費用は、計426,835,000ルピア（約340万円）にのぼっていた。

「誰が泥だらけの魚を買いたがるんだ？」と憤る漁民

ありがとうございました!

hatae@foejapan.org

Hozue HATAE